

地方独立行政法人山梨県立病院機構平成 23 年度財務諸表等について

1. 概要

- ①地方独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- ②設立団体の長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2. 財務諸表等

地方独立行政法人は、設立団体の長に、次の財務諸表を提出する。

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 利益処分計算書（又は損失処理計算書）
- ・ キャッシュフロー計算書
- ・ 行政サービスコスト計算書
- ・ 附属明細書

※ 提出するときは、事業報告書及び決算報告書を添え、財務諸表及び決算報告に関する監事と会計監査人の意見を付ける。